

「第2回アドバイザー会議」における質問内容及び回答内容

調書番号: 5 事業名: 鳥獣保護管理人材確保・育成事業

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
諸平アドバイザー	管理捕獲に従事するには、何か要件はあるのか。	課長 村山 力	狩猟免許所持者であれば管理捕獲の従事者になれる。
諸平アドバイザー	狩猟免許取得者は、猟友会に入っているか。	課長 村山 力	県内では、ほとんどの狩猟免許取得者は、猟友会に入っていると聞いている。
諸平アドバイザー	この事業の目的は狩猟免許取得者を増やすことなのか。	課長 村山 力	新たな狩猟免許取得者の確保と管理捕獲の中核となりうる人材の育成を目的としている。
諸平アドバイザー	若手ハンターとは、何才までの狩猟者を指すのか。	課長 村山 力	50才未満としている。
諸平アドバイザー	農林業関係学科を有する高校に対し、狩猟免許試験の受験への働きかけを実施しているが、高校生でも狩猟免許が取得できるのか。	課長 村山 力	網猟とわな猟の免許については、18才以上であれば取得できる。
諸平アドバイザー	若い人の狩猟免許の取得状況は。	課長 村山 力	20代以下の狩猟免許取得者は、平成27年度は104人、平成28年度は126人となっており、30代は、平成27年度は235人、平成28年度は298人と、いずれも増加している。

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
五味アドバイザー	直営事業と補助事業の内訳は。	課長 村山 力	<p>まず、新規狩猟者確保対策に係る事業では、「野生鳥獣に関するシンポジウムの開催」が直営事業で、「新規狩猟免許、猟銃所持許可取得者への経費助成」が市町村に対する補助事業、「若手ハンター入門事業」が県猟友会に対する補助事業となっている。</p> <p>次に、管理捕獲従事者育成対策に係る事業では、「管理捕獲従事者育成研修会の開催」が直営事業で、残りの「管理捕獲従事者射撃訓練費助成」、「管理捕獲従事者保険料助成」、「若手ハンタースキルアップ事業」の3事業が県猟友会に対する補助事業となっている。</p>
五味アドバイザー	管理捕獲従事者育成研修会が受講対象者584人に対し、81人受講しているが、この研修を受けていない人に対するフォローは。	課長 村山 力	<p>研修の未受講者に対して、特別な対応をしていないが、研修の未受講者の中には、自ら熟練者の指導を受け、管理捕獲に従事している者もいるようである。</p>
五味アドバイザー	管理捕獲従事者射撃訓練費助成において、平成28年度に延べ889人に対し助成しているが、実人数は何人か。	課長 村山 力	<p>この事業は、年2回までの県外射撃場での射撃訓練に要する旅費に対する補助事業であり、同一人物が年2回利用するケースが多いため、実人数は、概ね500人程度と思われる。</p>
五味アドバイザー	県外射撃場での射撃訓練は従事者が勝手に行っているのか。	課長 村山 力	<p>個人として行く場合も補助の対象となる。県猟友会において、各自が利用した施設の証明書類を取りまとめ、補助金の実績報告書に添付することになっており、施設利用を確認の上、補助金を交付している。</p>
五味アドバイザー	本日の追加資料に捕獲事業の一つとして掲載されている「若手ハンタースキルアップ事業」は、この「鳥獣保護人材確保・育成事業費」の中の「若手ハンタースキルアップ事業」と同じ事業か。	課長 村山 力	<p>同一事業である。</p>

アドバイザー	質 問 内 容	説明者職・氏名	回 答 内 容
小口アドバイザー	管理捕獲従事者の人数は。	課長 村山 力	<p>鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を出している従事者は延べ4,000人程度いる。</p> <p>県で実施している管理捕獲事業と市町村で実施している管理捕獲事業の両方の従事者となっている人がいるため、実人数はこれより少なくなる。</p> <p>県猟友会の会員が約2,000人であるため、管理捕獲従事者も同程度と考えられる。</p>
小口アドバイザー	管理捕獲従事者を確保するため、様々な助成事業を厚く行っているが、実際に管理捕獲従事者になっているか確認しているのか。	<p>課長 村山 力</p> <p>課長補佐 小野富夫</p>	<p>確認はしていない。</p> <p>新規銃砲所持許可取得費助成などは、市町村に対する補助金であり、管理捕獲従事者になることを補助金対象者の条件としている。</p>